

## 令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、円安、物価高騰、人材獲得競争の激化等により厳しい経営を強いられている状況においても、採用競争力の強化、雇用の維持等のために賃金の引上げを実施する町内の事業者に対し、令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することにより、事業経営への影響を緩和し、賃金と物価の好循環の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 会社以外の法人 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等又は同条第7号の協同組合等
  - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
  - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号の協同組合等に該当するものを除く。）
- (3) 事業者 中小企業者及び会社以外の法人をいう。
- (4) 正規従業員 雇用期間の定めがない労働契約により雇用された従業員で、常時使用するものをいう。
- (5) 基本給 労働の対価として支払う賃金から賞与及び手当を除いたものをいう。

### (給付対象者)

第3条 奨励金の給付対象者は、令和7年1月1日から同年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）に、正規従業員の基本給の額を令和6年12月に支給した基本給（新規創業により同月に支給した基本給がない場合にあっては、賃金改定月の前月の基本給。以下「改定前基本給」という。）の額と比較して2.5パーセント以上の引上げを行い、その引上げ後の基本給により算定した賃金を支給している事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。
  - ア 中小企業者 会社にあつては町内に本店を置いていること、個人事業主にあつては町内に本店を置いていること又は町内に住所を有していること。
  - イ 会社以外の法人 町内に主たる事務所を置いていること。
- (2) 今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 令和7年度に、正規従業員の賃金引上げを目的とする公的給付を受けていない又は受ける意思がない者であること。
- (4) 町税（督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う中小企業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (7) 人件費その他の組織運営費について、町から継続的な財政的援助を受けていないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (9) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (10) 前各号に掲げる要件を満たす者のほか、奨励金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

### (対象従業員)

第4条 奨励金の対象となる正規従業員（以下「対象従業員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (2) 対象期間中に基本給の額が改定前基本給の額と比較して2.5パーセント以上引き上げられたこと。

- (3) 賃金が当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を上回っていること。
- (4) 支給されている手当を合理的な理由なく減額されていないこと。
- (5) 第6条の規定による申請日現在において離職していないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象従業員1人当たり5万円とし、25万円を上限とする。

(給付申請)

第6条 奨励金の給付を受けようとする者は、事業者賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年2月27日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業主にあつては、令和6年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
- (3) 賃上げ率算定書（様式第2号）
- (4) 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (5) 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるものに限る。）の写し
- (6) 町税等の納税状況確認同意書（様式第3号）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

(給付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定により給付申請書兼請求書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは奨励金の給付の決定及び額の確定をし事業者賃上げ応援奨励金給付決定兼額確定通知書（様式第5号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(奨励金の給付)

第8条 町長は、前条の規定により奨励金の給付の決定及び額の確定をした申請者（以下「受給者」という。）に対し、奨励金を給付するものとする。

2 奨励金の給付は、受給者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(給付決定の取消し等)

第9条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の給付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に奨励金を給付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請により奨励金の給付を受けたとき。
- (3) その他町長が奨励金の給付決定の取消しの必要を認めたとき。

(検査等)

第10条 町長は、奨励金の給付に関して必要に応じ、受給者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第11条 受給者は、奨励金に係る関係書類を整理し、令和8年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については同年5月31日まで、第9条から第11条までの規定については同条に規定する期間が満了する日まで、なおその効力を有する。

## 様式第1号（第6条関係）

## 事業者賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書

令和 年 月 日

松前町長 様

令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金の給付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり奨励金の給付を申請します。

## 1 申請者情報

|                                     |   |                 |    |
|-------------------------------------|---|-----------------|----|
| 法人／個人事業主                            |   |                 |    |
| 事業所名<br>(法人名・屋号)                    |   |                 |    |
| 所在地<br>(法人の場合：本店)<br>(個人事業主の場合：事業所) | 〒 |                 |    |
| 代表者職名                               |   | 代表者氏名           |    |
| 代表者住所<br>(個人事業主のみ)                  | 〒 |                 |    |
| 常時使用する<br>従業員の数                     | 人 | 資本金の額<br>(法人のみ) | 万円 |

## 2 給付申請内容

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 奨励金申請額（請求額）<br>【対象人数×5万円】<br>※上限25万円 | 円 |
|--------------------------------------|---|

## 3 本件に係る責任者及び担当者

|     |         |  |     |  |
|-----|---------|--|-----|--|
| 責任者 | 所属・職    |  | 氏名  |  |
|     | TEL     |  | FAX |  |
|     | メールアドレス |  |     |  |
| 担当者 | 所属・職    |  | 氏名  |  |
|     | TEL     |  | FAX |  |
|     | メールアドレス |  |     |  |

## 4 添付書類

- (1) 法人にあつては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- (2) 個人事業主にあつては、令和6年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあつては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
- (3) 賃上げ率算定書（様式第2号）
- (4) 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (5) 対象従業員に係る賃金台帳（賃上げ前後の状況が分かるものに限る。）の写し
- (6) 町税等の納税状況確認同意書（様式第3号）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

※この申請書は、町において給付決定をした後は、奨励金の請求書として取り扱います。

賃上げ率算定書

申請者名  
(法人名・屋号)

対象労働者氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

賃上げ後の基本給単価

賃上げ率 (B - A) / A

円

… A

円

… B

%

対象労働者氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

賃上げ後の基本給単価

賃上げ率 (B - A) / A

円

… A

円

… B

%

対象労働者氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

賃上げ後の基本給単価

賃上げ率 (B - A) / A

円

… A

円

… B

%

対象労働者氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

賃上げ後の基本給単価

賃上げ率 (B - A) / A

円

… A

円

… B

%

対象労働者氏名

賃上げ後の基本給単価による最初の賃金支払日

基本給単価の単位

賃上げ前の基本給単価

賃上げ後の基本給単価

賃上げ率 (B - A) / A

円

… A

円

… B

%

町税等の納税状況確認同意書

私は、令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金の給付を申請するに当たり、税務課が保有する町税（督促手数料及び延滞金を含む。）の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

令和     年     月     日

松前町長                      様

法人所在地（個人事業主の場合は、事業主の住所）

---

事業所名（法人名又は屋号）

---

代表者職・氏名

---

※ 申請者が署名してください。

※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

様式第4号（第6条関係）

誓約書

松前町長 様

令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金の給付申請に当たり、次の事項について誓約します。

（代表者が内容を確認の上、□に✓を記入してください。）

- ☐ 1 事業者賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書（様式第1号）及び添付資料に記載した内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、町が定めた期限までに奨励金を返還します。
- ☐ 2 令和7年度松前町事業者賃上げ応援奨励金給付要綱（令和7年松前町告示第 号）第2条第3号の事業者該当します。
- ☐ 3 今後も事業を継続します。
- ☐ 4 令和7年度に、正規従業員の賃金引上げを目的とする公的給付を受けておらず、受ける予定もありません。
- ☐ 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- ☐ 6 事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団又は暴力団員が経営に事実上参画していません。
- ☐ 7 人件費その他の組織運営費について、町から継続的な財政的援助を受けていません。
- ☐ 8 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体ではありません。
- ☐ 9 宗教上の組織又は団体ではありません。
- ☐ 10 奨励金の給付に関して町が必要と認めるときは、立入検査のほか資料提出に応じます。
- ☐ 11 町において必要と判断した場合は、申請書類に記載された情報を警察、税務機関等に提供することに異議を申し立てません。

【誓約者】

|                  |          |    |  |
|------------------|----------|----|--|
| 記入年月日            | 令和 年 月 日 |    |  |
| 事業所名<br>(法人名・屋号) |          |    |  |
| 代表者職名            |          | 氏名 |  |

※ 申請者が署名してください。

※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

様式第 5 号（第 7 条関係）

松前町指令 第 号

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度松前町事業者賃上げ応援奨励金の給付については、令和 7 年度松前町事業者賃上げ応援奨励金給付要綱第 7 条の規定により、次のとおり給付を決定し、額を確定したので通知する。

年 月 日

松前町長

奨励金給付決定額：金 \_\_\_\_\_ 円